

【安全衛生管理】足場からの墜落防止措置の強化

はじめに

厚生労働省では平成 21 年 6 月に労働安全衛生規則（以下安衛則という）を改正^{注1}し、足場等からの墜落・転落措置の見直しを行いました。その後転落防止対策の更なる推進を図る必要があるとの観点から専門家による検討を踏まえ、再度の安衛則の改正を行い平成 27 年 7 月 1 日から施行^{注2}しました。

しかしそれ以降も足場からの転落災害が発生しています。以下にこの改正の厚生労働省のパンフレット^{注3}（以下パンフレットという）を基にその概要をあらためて述べ、その中で墜落防止の措置の要点を示しますので、皆様の足場からの墜落災害防止に役立てて頂きたいと思えます。

1. 足場の組立てなどの作業の墜落防止措置を充実 ➡安衛則第 564 条

1) 足場材の取り外し、受け渡しなど作業時の安全带^{注4}取り付け設備の設置など

つり足場、張り出し足場、高さが 2m 以上の構造の足場を組立て、解体、変更する際に、足場材の緊結、取り外し、受け渡しなどの作業を行うときは、次の措置^{注3}が必要です。

- ① 困難な場合を除き、幅 40 cm 以上の作業床を設置する。
- ② 安全带を安全に取り付ける設備等を設置し、労働者に安全带を使用させるか、これと同等以上の効果を有する措置をとる。

安全带を安全に取り付けるための設備（安全带取付設備）

安全带取付設備とは、安全带を適切に着用した労働者が墜落しても、安全带を取り付けた設備が脱落することがなく、衝突面などに達することを防ぎ、かつ、使用する安全带の性能に応じて適当な位置に安全带を取り付けることができるものことで、このような要件を満たすように設計され、この要件を満たすように設置した手すり、手すりわくと親綱が含まれます。

また、建わく、建地、手すりなどを、安全带を安全に取り付けるための設備として利用することができる場合もあります。墜落する危険を低減させるため、「手すり先行工法」を積極的に採用して下さい。

2) その他の墜落防止措置についてはパンフレット 3 頁を参照して下さい。

2. 足場の組立てなどの作業に特別教育が必要 ➡安衛則第 36 条、第 39 条

平成 27 年 7 月 1 日以降、足場の組立て、解体または変更の作業のための業務（地上または堅固な床上での補助作業業務を除く）に労働者を就かせるときは、特別教育が必要になります。

「地上または堅固な床上での補助作業」とは、地上または堅固な床上での材料の運搬、整理などの作業のことで、足場材の緊結や取り外しの作業や足場上の補助作業は含まれません。

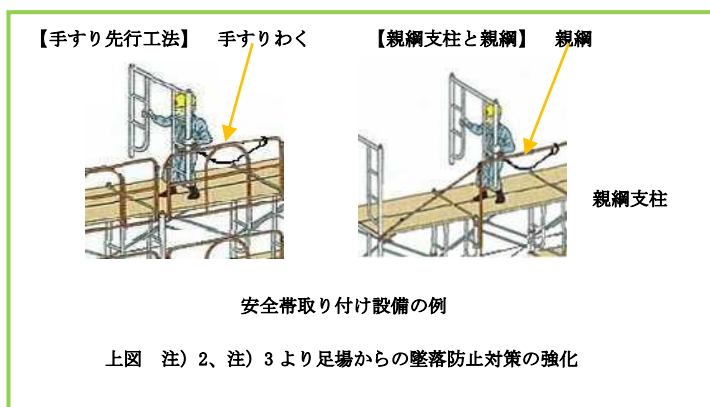
特別教育の科目 「安全衛生特別教育規程」

科 目	時 間
1 足場及び作業の方法に関する知識	3 時間
2 工事事設備、機械、器具、作業環境等に関する知識	30 分
3 労働災害の防止に関する知識	1 時間 30 分
4 関係法令	1 時間

特別教育の全部を省略することができる方

詳しくはパンフレット 4 頁を参照して下さい。

3. 足場の組み立てなどの後、注文者も点検が必要 ➡安衛則第 655 条、第 655 条の 2



事業者による足場の点検義務（安衛則第 567 条）^{注5}に加えて、建設業、造船業の元請事業主等の注文者は、足場や作業構台の組立て、一部解体・変更後は、次の作業を開始する前に足場を点検・修理してください。点検結果・修理などの措置内容は記録し、足場を使用する仕事を終了するまでの間、保管して下さい。

<留意点>として足場と作業構台の場合がありますが、パンフレット 4 頁を参照して下さい。

4. 足場の作業床に関する墜落防止措置を充実 →安衛則第 563 条

1) 床材と建地との隙間

足場での高さ 2 m 以上の作業場所に設ける作業床の要件として、床材と建地との隙間を 12cm 未満とすることが追加されました。（一側足場、つり足場を除く）

12cm 未満とする根拠はパンフレット 5 頁の※印を参照して下さい。

2) 足場用墜落防止設備を取り外す場合の措置

安全帯を安全に取り付けるための設備を設け、かつ、労働者に安全帯を使用させる措置またはこれと同等以上の効果のある措置をとることに加えて、以下の 2 点が追加されました。

①作業の性質上、足場用墜落防止設備を設けることが著しく困難な場合や、作業の必要上、臨時に足場用墜落防止設備を取り外す場合は、関係労働者以外の者の立入を禁止すること。

②作業の必要上、臨時に足場墜落防止設備を取り外したときは、この作業が終了した後、直ちに取外した設備を元の状態に戻さなければならないこと。

わく組足場（妻面に係る部分を除く）については、パンフレット 6 頁をご参照下さい。

これらの措置は架設通路（上記①「作業の必要上」の場合のみ）と作業構台でも必要です。

<留意点>はパンフレット 6 頁末尾をご参照下さい。

5. 鋼管足場（単管足場）に関する規定の見直し →安衛則第 571 条

鋼管足場の建地の最高部から測って 31m を超える部分の建地は、建地の下端に作用する設計荷重（足場の重量に相当する荷重に、作業床の最大積載荷重を加えた荷重）がこの建地の最大使用荷重（この建地の破壊に至る荷重の 2 分の 1 以下の荷重）を超えないときは、鋼管を 2 本組とする必要はありません。<留意点>はパンフレット 7 頁をご参照下さい。

おわりに

建設業の死亡災害では足場や屋根等高所からの墜落転落事故の割合が最も多く、令和 2 年では 4 割近くにもなっています^{注6}。足場の組立て等の作業者に係わる技能講習や特別教育はもとより、元請事業主等の注文者としての点検能力や指導力の向上が切に望まれます。この能力向上や指導力向上にはまずは確実な知識が無くてはなりません。当協会の講習などをぜひご利用いただき研鑽に励まれることを願うものです。工事従事者皆様のご健闘をひとえに願っております。

注)1： 安衛則（足場等関係）の一部改正 平成 21 年 6 月 1 日施行 基発第 0311001 号

[労働安全衛生規則（足場等関係）が改正されました 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](http://www.mhlw.go.jp)

注)2： 足場からの墜落防止対策の強化と点検 基発 0031 第 9 号

[足場からの墜落防止対策を強化します。～平成 27 年 7 月 1 日から施行～ 厚生労働省 \(mhlw.go.jp\)](http://www.mhlw.go.jp)

注)3： パンフレット 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

[足場からの墜落防止措置の強化 - 【訂正セット】足場パンフレット\(パワポ版\) \(mhlw.go.jp\)](http://www.mhlw.go.jp)

注)4： 現在は「墜落制止用器具」が正式な名称ですが、本稿では資料の用語のまま「安全帯」と表記しています。建設現場等では「安全帯」と言うことも認められています。

注)5： 足場に係る労働安全衛生規則の改正事項（平成 27 年 7 月）等自主点検表

[set【団体あて添付】自主点検表 \(mhlw.go.jp\)](http://www.mhlw.go.jp)

注)6： 「安全の指標」中央労働災害防止協会編 毎年刊行されています。令和 2 年度 3 年度も掲載されています。